

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の 確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する 省令の一部を改正する省令案について

1. 背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）に基づく基幹インフラ制度については、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を行う場合に、導入等計画書をあらかじめ届け出ること等を求めている。

本年 7 月、第 17 回経済安全保障法制に関する有識者会議において、基幹インフラ制度に係る具体の届出事項や手続等を定める主務省令について、事業者意見や運用上の課題を踏まえた改正等を行うことが示されたところ、審査の実効性を確保しつつ、届出を行う事業者の負担を軽減し、制度をより合理的なものとするため、届出事項、添付書類、届出後に変更が生じた場合の手続等について、所要の見直しを行う。

2. 概要

(1) 特定社会基盤事業者の指定基準に関する特例の新設（改正条項：第 2 条の 2）

合併、会社分割又は事業譲渡により特定社会基盤事業を承継した事業者について、承継前の事業者における当該事業の実績を、承継後の事業者の実績とみなして、特定社会基盤事業者の指定基準を適用できることとする。

(2) 導入等計画書（緊急導入等届出書を含む。以下同じ。）の届出事項の見直し

導入等計画書の届出事項について、次の見直しを行う。

- ・ 特定重要設備の導入に携わる者について、その名称及び代表者の氏名、住所、法人番号、設立準拠法（個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等）並びに導入との関係を届出事項として明確に位置付ける。

（改正条項：第 16 条第 1 号／改正様式：様式第四（一）、様式第五（一））

- ・ 特定重要設備若しくは構成設備の供給者、重要維持管理等の委託若しくは再委託の相手方、導入に携わる者又は所定の議決権保有者が法人である場合には、法人番号を記載することとする。

（改正条項：第 11 条、第 13 条から第 16 条まで）

（改正様式：様式第四（一）（二）、様式第五（一）（二））

- ・ 供給者等の議決権保有割合の基準日について、「届出日前6月以内の日現在」の割合を記載できることとする。

(改正様式：様式第四(一)(二)、様式第五(一)(二))

- ・ 特定重要設備の全部又は一部がクラウドサービスである場合には、その設置場所について、都道府県名に代えてリージョン※を記載できることとする。

※ クラウドサービスに係るデータセンターの立地する地域をいう。

(改正様式：様式第四(一)(二)、様式第五(一)(二))

- ・ クラウドサービス又はデータセンターを利用する場合におけるクラウドサービス提供事業者又はデータセンター事業者の名称の記載をすることとする。

(改正様式：様式第四(一)(二)、様式第五(一)(二))

- ・ 供給者等が過去3年間の法令等の遵守状況を表明する書類について、対象期間の起算日を「届出を行う日の前日から起算して過去3年間」から「届出しようとするときから遡って3年間」に改正する。

(改正様式：様式第四(一)(二)、様式第五(一)(二))

(3) 導入等計画書の変更に係る手続の見直し

届出後に導入等計画書の記載事項を変更する場合には、変更の内容に応じて、

- ① 変更前の届出及び審査を要する「重要な変更」
- ② 変更後の報告を要する変更
- ③ 届出及び報告を要しない「軽微な変更」

として取り扱っているところ、審査の必要性及び事業者負担を踏まえ、次のとおり変更の類型を見直す。

- ・ 特定重要設備若しくは構成設備の供給者、重要維持管理等の委託若しくは再委託の相手方又は導入に携わる者を新たに追加する場合（当該者が変更となる場合を含む。）は、当該者に関する事項を変更前に届け出る「①重要な変更」とする。

(改正条項：第23条第1項第3号、第4号及び第5号から第8号まで)

- ・ 供給者等となる事業者自体に変更がなく、名称のみを変更する場合については、②変更後の報告の対象とする。

(改正条項：第23条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号)

- ・ 構成設備を追加又は別の構成設備に変更する場合は、引き続き「①重要な変更」とする一方、構成設備を単に削除する場合は、②変更後の報告の対象とする。

(改正条項：第23条第1項第4号)

- ・ 重要維持管理等の内容を変更する場合又はその委託期間を延長する場合は、引き続き「①重要な変更」とする一方、委託期間の延長を伴わない時期又は期間の変更については、②変更後の報告の対象とする。

(改正条項：第23条第1項第5号及び第7号イ)

- ・ 再委託に関する情報の一部（内容及び時期等）の省略にあたり、要件を満たす場合には様式中の備考欄への記載を求めていたところ、記載欄を新設するとともに、当該要件を変更する場合は「①重要な変更」として取り扱う。また、当該省

略の取扱いを、緊急導入等届出書、重要な変更の届出及び変更後の報告にも適用することとする。

(改正条項：第 17 条、第 23 条第 1 項第 10 号／

改正様式：様式第四（二）、様式第五（二）、様式第七（二）、様式第九（二）)

(4) 添付書類及び届出事項の省略等による事務負担の軽減

導入等計画書等の作成及び添付書類の提出に係る事務負担を軽減するため、次の見直しを行う。

- ・ 有効期間又は有効期限の定めがない添付書類（供給者等の役員の戸籍抄本など）について、届出日前「6 月」以内に作成されたものを提出できることとする。

(改正条項：第 9 条第 2 項、第 21 条第 1 項、第 23 条第 3 項・第 6 項、第 25 条第 1 項)

- ・ 供給者等の役員の生年月日及び国籍等を証する書類について、既に提出され、その内容に変更がない場合には、その旨を届出書等に記載することにより、再度の提出を省略できることとする。

(改正条項：第 9 条第 3 項、第 21 条第 2 項、第 23 条第 4 項・第 7 項、第 25 条第 2 項)

- ・ 以下の場合にはそれぞれ以下に記載の届出事項の省略を可能とする。

○特定社会基盤事業者自身が特定重要設備又は構成設備の供給者の場合：

代表者名、住所、法人番号、設立準拠法等、議決権保有者、役員情報及び外国政府等との取引割合

○特定社会基盤事業者の子会社等が特定重要設備又は構成設備の供給者の場合：

役員情報及び外国政府等との取引割合

○特定社会基盤事業者の子会社等が重要維持管理等の委託又は再委託の相手方である場合：役員情報及び外国政府等との取引割合

(改正様式：様式第四（一）（二）、様式第五（一）（二）)

- ・ 現在届出様式のみにおいて記載している、リスク管理措置に関する書類について、省令本文上の添付書類として明確に位置付ける。

(改正条項：第 9 条第 2 項第 3 号)

- ・ 現在届出様式のみにおいて記載している、構成設備の供給者に関する情報に係る構成設備変更後に行う報告事項について、省令本文上明確に位置づける。

(改正条項：第 25 条第 3 項第 2 号／改正様式：様式第十)

(5) 指定通知書の様式の改正 (改正様式：様式第一)

特定社会基盤事業者の指定通知書について、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えに関する記載を追加する。

このほか、上記の見直しに伴い、関係する規定及び様式について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布：令和 9 年 1 月中

施 行：令和 9 年 1 月中